

令和4年 第10回

甲斐市農業委員会議事録

令和4年10月24日

1 日 時 令和4年10月24日(月) 午後2時55分～

2 場 所 甲斐市役所本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第20号 保安林指定に伴う農業委員会の意見について
報告第21号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件
報告第22号 農地法第5条第1項第7号規定による届出の件
議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請の件
議案第38号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件
議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第40号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件

4 欠席委員 4番山本重高 委員、11番窪田眞巳 委員、19番神澤安行 委員

5 議事録署名委員 3番 有泉善人 委員、5番 小林令二 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 小宮山 尚

農業委員会事務局庶務係 窪田 友昭

農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文

農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之

7 閉 会： 午後4時00分

【事務局長】

それでは、はじめにあいさつを交わして始めたいと思います。
ご起立をお願い致します。

相互に礼。

ご着席ください。

それでは令和4年第10回の農業委員会総会を開催致します。
はじめに山本副会長より開会のことばをお願い致します。

【山本副会長】

(あいさつ)

【事務局長】

ありがとうございました。
続きまして、小宮山会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましてもよろしく申し上げます。

【議長（会長）】

(あいさつ)

それではこれより審議に入りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

本日の出席委員は16人です。定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

(日程第1 議事録
署名委員の指名)

【議長】

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、3番有泉委員と5番小林委員を指名致します。

(日程第2 会期
の決定)

【議長】

日程第2、会期の決定を致します。
本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議ありませんので、本日1日と決定致します。

(日程第3議事)

(報告第20号)

【議長】

それでは議事に移ります。

報告第20号保安林指定に伴う農業委員会の意見についてを上程致します。

事務局に本件の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料1ページをお願い致します。

別紙の報告第20号資料をお願いします。

そちらの資料2枚目以降に地図公図が付いております。

今回の内容としましては、●●地区の沢に山梨県が治山施設の堰堤を設置したことに伴い、周辺の山林等を保安林指定するための意見聴取です。保安林指定する区域内に農地があったため当農業委員会に意見聴取がきました。

対象地は、●●番地、面積291㎡、所有者は、●●の●●さん、●●番地、面積591㎡、所有者は、●●の●●さんです。地目は両方も畑となっています。

本来でありますと、所有者の同意があれば保安林指定は森林法による職権で登記できるのですが、農地を保安林指定する場合、山梨県の内部規定で所管の農業委員会の意見を聞くこととなっているようです。

現地を●●、●●、●●委員、●●推進委員に確認をしていただきましたが、スクリーンの写真のとおりすでに山林の状態になっており急傾斜地になっていますので、非農地判断をしてもおかしくない状況であります。所有者の同意も得られていますし、災害防止の観点からも今回の意見聴取につきましては「意見無し」として回答をさせていただきますと思います。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件について、質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、事務局の説明のとおり「意見なし」とし

て回答をいたします。
それでは次の議事に移ります。

(報告第 21 号)

【議長】

報告第 21 号農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号 9 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

農地法施行令第 3 条第 1 項の規定により農地転用届出がありました。甲斐市農業委員会事務専決規定第 3 条により専決処分をいたしましたので報告します。

番号 9 番、地図公図は 1 ページ、2 ページになります。

●●番地、面積 543 m²を●●の●●さんが自己用住宅建築のための転用の届け出が出ています。

説明は以上です。

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】

●●です。地図の該当部分の中に家が建っているようなかたちになっていますが、現状はどうなっているのか。

【事務局】

はい、こちらにつきましては、現状で建物が建っています。通常の許可案件であれば追認案件となります。こちらも顛末書が添付されています。

【●●委員】

すでに建っている建物は倉庫とかですか。

【事務局】

住宅が建っています。

【●●委員】

これを建てるときには許可を取っていなかったのですか。

【事務局】

そういうことになります。

【●●委員】 それを今回、追認案件で可能ということは、農業委員会としていいんですか。

【事務局】 この案件は、市街化区域ということで届出になりますので、経過理由書の添付をしての提出です。

【●●委員】 ●●です。許可無しで10年前にどうやって建物を建てたのですか。

【事務局】 建物が建っていたのはずっと前からで、10年前に相続をしたかたちです。

【●●委員】 ●●です。こういった案件が多々ありますが、課税は宅地の課税になっているのですか。

【事務局】 担当外になりますのではっきりしたことはわかりませんが、税務課のやり方といたしますと現況課税が基本となっていますので、農地でも建物が建っていれば宅地課税となっているようです。

【●●委員】 ここは、路線価の評価ですか。

【事務局】 基本的には、甲斐市は路線価評価を行なっているようです。

【議長】 その他質問はありますか

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。
それでは次の議案に移ります。

(報告第22号)

【議長】 報告第22号農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号42番から48番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

資料2ページをお願いします。農地法施行令第10条第1項の規定により農地転用の届出がありました。

甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をしましたの

で報告します。

番号 42 番 地図公図は 3 ページ、4 ページになります。

●●番地ほか 3 筆、合計面積 2981 m²を●●の●●さんが●●の●●に、所有権移転により宅地分譲 10 区画にするための転用の届出が出ています。

続きまして。

番号 43 番 地図公図は 5 ページ、6 ページになります。

●●番地、面積 563 m²を●●の●●さんが、●●の●●に、所有権移転により宅地分譲 3 区画にするための届出が出ています。

続きまして、資料 3 ページをお願いします。

番号 44 番 地図公図は 7 ページ、8 ページになります。

●●番地、面積 238 m²を●●の●●さん持ち分 1/3、下に行きまして●●の●●さん持ち分 1/3、下に行きまして●●の●●さん持ち分 1/3 が●●の●●に所有権移転により宅地にするための届出が出ています。

続きまして。

番号 45 番 地図公図は 9 ページ、10 ページになります。

●●番地、面積 53 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに、使用貸借により宅地にするための届出が出ています。

続きまして。

番号 46 番 地図公図は 11 ページ、12 ページになります。

●●番地、面積 328 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに、賃貸借により駐車場にするための転用の届出が出ています。

続きまして、資料 4 ページをお願いします。

番号 47 番 地図公図は 13 ページ、14 ページになります。

●●番地、面積 256 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに、使用貸借により自己用住宅にするための転用の届出が出ています。

続きまして。

番号 48 番 地図公図は 15 ページ、16 ページになります。

●●番地ほか 1 筆、合計面積 80 m²を●●の●●さんが●●の●●

に、賃貸借により駐車場にするための転用の届出が出ています。
説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。
この案件は報告事項であります。
質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。
それでは次の議案に移ります。

(議案第 37 号)

【議長】 議案第 37 号農地法第 3 条の規定による許可申請の件を上程致します。
事務局に番号 22 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長
資料 5 ページをお願いします。
番号 22 番、地図公図は 17 ページ、18 ページになります。
●●番地、面積 744 m²を●●の●●さんから●●の●●さんに有償
移転により経営地拡大の許可申請が提出されました。●●さんの現在の
経営面積は 11318.14 m²。申請地で水稻の栽培を予定しています。所
有機械についてはトラクター、耕運機、コンバイン、田植機です。写真
は西側から撮影したものです。
説明は以上です。

事務局の説明は以上です。
次に、現地調査の報告を●●委員をお願いします。

【●●委員】 はい、●●です。
18 日に●●と現地調査いたしました。
6 月に有償移転をした土地の隣の土地になりまして、親戚からの有
償移転となります。耕作もしっかりしていますので特に問題ないかと
思いますがよろしくをお願いします。

【議長】 次に、●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 ●●です。

18日に●●と現地調査いたしました。今、話がありましたとおり6月に隣の土地を申請していきまして、8月に状況を調査したところ耕作がしっかりされていまして。今回の申請地もしっかりすると思いますので審議をよろしくお願いします。

【議長】 質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号22番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。続きまして事務局に番号23番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

番号23番、地図公図は19ページ、20ページになります。

●●番地ほか2筆、合計面積1141㎡を●●の●●から●●の●●に営農型太陽光発電施設設置のための地上権設定の許可申請が提出されました。

地上権設定期間は10年間となります。

下部では●●が榊の栽培を行います。

この案件につきましてはこの後の議案第39号農地法第5条第1項の許可申請の番号38番と関連がありますので一括で審議をお願いいたします。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明にありましたとおり、この案件につきましてはこの後に上程する議案第39号農地法第5条第1項の許可申請の番号38番に関連するものになりますので、あわせて審議することに致します。

それでは次の議案に移ります。

(議案第38号)

【議長】 議案第38号農地法第4条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号3番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

資料 6 ページをお願いします。

番号 3 番、地図公図は 21 ページ、22 ページになります。

●●番地、面積 405 m²を●●の●●さんが敷地拡張のための転用の許可申請が提出されました。

申請地は、都市計画区域の用途地域内で 3 種農地と判断できます。申請者は農業用施設設置の手続きが必要であることを知らず、平成 20 年頃から農業用倉庫を建て、その後、敷地の一部として利用をしておりました。

この後の議案 39 号の 35 番、農地法第 5 条による申請に伴い未許可であることが判明したため、この度、始末書を添付のうえ申請を行うものです。

始末書、土地利用計画書、隣接耕作者の同意書からは問題ないと思われれます。

写真は西側からと北西側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員をお願いします。

【●●委員】

●●です。18 日に現地調査を●●とで実施しました。●●番地は畑ですが庭木が植えられているという状況です。後に審議します案件に関連して土地を調べたところ畑の地目であったということです、改めて宅地に転用申請するという事です。

周辺は住宅地ですので問題ないと思いますのでご審議をお願いします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。

18 日に●●と現地調査いたしました。今度、ドラックストアー出店のための拡張にともなって転用されていないことがわかったようです。当人と話したところ、無許可で転用したことは申し訳ないと言っていました。ご審議をお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 3 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

それでは次の議案に移ります。

(議案第 39 号)

【議長】

議案第 39 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号 34 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 7 ページをお願いします。

番号 34 番、地図公図は 23 ページ、24 ページになります。

●●番地、面積 204 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに使用貸借により個人住宅建築のための許可申請が提出されました。

申請地は、都市計画区域の用途地域内で 3 種農地と判断できます。建築予定面積は 69.56 m²、上下水道については北側市道の本管に接続し、雨水については地下浸透の計画です。

申請書に添付された資金証明、事業計画書からは問題はないと思われれます。

写真は東側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●●委員お願い致します。

【●●委員】

●●です。18 日に●●と現地調査いたしました。●●の南側の住宅地で、親族の土地となっていますので問題は無いかと思っておりますのでご審議をお願いします。

【議長】

次に●●推進委員意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、18 日に現地調査いたしました。特に問題は無いかと思っております。ご審議の程よろしくをお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 34 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 35 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

番号 35 番、地図公図は 25 ページから 27 ページになります。

●●番地ほか 5 筆、合計面積 3579 m²を●●の●●さんが、下に行きまして、●●番地、面積 50 m²を●●の●●さんが、7 筆の合計面積 3629 m²を●●の●●に賃貸借により店舗と駐車場にするための許可申請が提出されました。

申請地は都市計画区域の用途地域内で 3 種農地と判断できます。隣接する宅地も含めて申請地にドラッグストアと付随する駐車場を建築の予定。店舗の建築面積は 1770.54 m²の平屋建て。排水については県道の下水道本管に接続、雨水排水については店舗と北側駐車場部分の排水は北側水路に放流の計画です。

資金証明、土地利用計画書、隣接耕作者の同意書等の添付書類等から問題ないと考えられます。

写真は、南東側と南西側から、●●番地については西側からと●●番地については北側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員お願いします。

【●●委員】

●●です。18 日に●●と現地調査いたしました。場所は●●沿いで周りには会社や福祉施設などの住宅に囲まれた場所です。第 3 種農地として判断できると思います。給排水についても問題ないと思われますのでご審議のほどよろしくお願いします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

推進委員の●●です。●●委員がおっしゃったように特別問題になることは無いと思われまますのでご審議をお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 35 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 36 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 8 ページをお願いします。

番号 36 番、地図公図は 28 ページ・29 ページになります。

●●番地、面積 54 m²を●●の●●さんが、●●の●●さんに所有権移転により駐車場にするための許可申請が提出されました。

申請地は都市計画区域の用途地域内で 3 種農地と判断できます。譲受人の隣接の宅地と合わせて譲受人が経営する会社の駐車場にする計画です。排水については碎石舗装のため自然浸透の計画です。

申請書に添付された資金証明、事業計画書等の添付書類からは問題はないと思われま。

写真は南側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員をお願いします。

【●●委員】

●●です。18 日に現地調査いたしました。場所は●●沿いで、手前の空き地は譲受人の所有となっていて合わせて駐車場にするということです。譲受人の会社は斜向かいにありまして、社員の駐車場にするということです。住宅に囲まれた場所で、第 3 種農地として判断できると思われます。入口を拡幅して利用するので問題ないと思われまのでご審議のほどよろしくをお願いします。

【議長】

次に、●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

●●です。手前側の宅地は道路拡幅に伴いまして残地となったところ。申請地も駐車場として使うには問題ないと思われまのでよろしくご審議をお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 36 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 37 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号 37 番、地図公図は 30 ページ、31 ページになります。

●●番地、面積 221 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに、使用貸借により個人住宅建築のための許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する 3 種農地と判断できます。建築面積は 81 m²の平屋建てで、排水は合併浄化槽で処理し隣接市道を横断して水路に放流。雨水も同じく水路に放流予定です。

資金証明、土地利用計画書等の添付書類から問題ないと考えられます。

写真は南側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員お願いします。

【●●委員】

はい●●です。18 日に●●と現地調査いたしました。宅地に隣接していて市街化と調整区域の境界となっています。申請者は親子関係で隣に家を建てるということですので特に問題は無いと思います。

【議長】

次に、●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

推進委員の●●です。●●委員が申し上げた通りですが、きれいに耕作されていた場所ですのもったいないと思いますが、特に問題は無いかと思います。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 37 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 38 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 9 ページをお願いします。

番号 38 番、地図公図は戻っていただきまして 19 ページ、20 ページになります。

●●番地ほか 2 筆、合計面積 1141 m²のうち 0.9 m²を●●の●●が、●●の●●に使用貸借による一時転用許可申請が提出されました。

営農型太陽光発電施設設置のための一時転用期間は 10 年で支柱と引込柱に係る部分が転用部分になります。

パネル設置面積 591.14 m²、パネル設置枚数は 273 枚、支柱・引込柱 82 本、最低支柱高は 2.45m、発電能力は 49.5Kw です。

下部では●●が榊の栽培をし、5 年目より収穫が開始でき、10 年後の反収は 48Kg の計画です。

資金証明、設備認定書、土地利用計画書、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。

写真は西側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員をお願いします。

【●●委員】

●●です。18 日に●●と現地調査いたしました。高台にありまして環境的に良い場所です。周辺の地権者の同意は取ってあるということですので問題は無いと思います。よろしくご審議をお願いします。

【議長】

次に、●●推進委員の意見ですが、本人より現地調査の結果問題なしとの報告を受けております。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

農地法第 3 条の規定による許可申請の件、番号 23 番を許可、
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件、番号 38 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、農地法第3条の規定による許可申請の件、番号23番を許可、農地法第5条第1項の規定による許可申請の件、番号38番を許可相当とすることに決定致します。

次の議案に移ります。

(議案第40号)

【議長】

議案第40号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。

事務局に利用権設定57番から61番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料10ページをお願いします。

番号57番、地図公図は32ページ、33ページになります。

●●番地ほか2筆、合計面積1394㎡を●●の●●さんが●●の●●さんに田を5年間、新規で貸し付ける計画が提出されました。

畑として利用し野菜の栽培を予定しています。小作料は無償です。

続きまして

番号58番、地図公図は34ページ、35ページになります。

●●番地ほか2筆、合計面積1480㎡を●●の●●さんが●●の●●さんに田を2年間、新規で貸し付ける計画が提出されました。

畑として利用し生姜の栽培を予定しています。小作料は無償です。

続きまして

番号59番、地図公図は36ページ、37ページになります。

●●番地ほか2筆、合計面積1578㎡を●●の●●さんが●●の●●さんに田を2年間、新規で貸し付ける計画が提出されました。

畑として利用し生姜の栽培を予定しています。小作料は無償です。

続きまして、資料11ページをお願いします。

番号60番、地図公図は38ページ、39ページになります。

●●番地、面積919㎡を●●の●●さんが●●の●●さんに畑を3年間、新規で貸し付ける計画が提出されました。

野菜の栽培を予定しています。小作料は10アール当たり10881円です。

続きまして

番号 61 番、地図公図は 40 ページ、41 ページになります。

●●番地、合計面積 645 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに畑を 5 年間、新規で貸し付ける計画が提出されました。

野菜の栽培を予定しています。小作料は 10 アール当たり 1550 円です。

説明は以上です

【議長】 事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】 ●●です。57 番と 60 番の案件は農地を持っていない方が借りる形となっていますが、新規就農者ですか。農大とかで研修を受けた方ですか。

【事務局】 はい、お二人とも新規就農者ではありません。

【●●委員】 はい、農業の経験は二人とも無いということですか。

【事務局】 はい、57 番の方は市民農園での経験があるようです。60 番の方は経験は無いと聞いております。

【●●委員】 はい、経験が無くても農業をしてもらうのは良いことですが、野菜といっても簡単にできるわけではないので、ある程度経験をしてからのほうが良いと思います。

【議長】 その他質問はございますか。

質問がないようですので、番号 57 番から 61 番を承認することに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。

午後 4 時 00 分閉会